適正取引推進講習会



適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、 中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者に とって事業の根幹に関わる重要事項です。 正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう!

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です!!



「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、企業 名、違反事実の概要などが公表されるため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの企業は大丈夫??

例えば、下請事業者に責任がなく、 親事業者が**発注後に減額**することは 違反です。また、親事業者の事務手 続の遅れや、下請事業者から請求書 が提出されていないことを理由に 下請代金の支払日を遅らせることも 認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生! 責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを 知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に 運用することにより、違反を未然に防止することができます。 正しい知識獲得を目指しましょう!

【講座①】 下請代金支払遅延等防止法 「基礎」と「実践」

【講座②】 今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の 準備ポイントを教えます!

■日 時:2016年11月25日(金)13:00~18:00

■会場:平塚信用金庫本店7階会議室

平塚市紅谷町11-19

■主 催:中小企業庁(適正取引推進講習会事務局)

http://www.tekitori.org

■共 催:平塚信用金庫

TRIbank Hiratsuka

平塚信用金庫

ごあんない



会場

平塚信用金庫本店 7階会議室

住所

平塚市紅谷町11-19

アクセス

平塚駅北口から 徒歩5分

電話

0463-24-3044 営業統括部

(担当者:中園)

FAX送信:0463-23-3457 申込書

平塚信用金庫での「適正取引推進講習会」への参加を希望します。

ご参加希望のコースに「○」をご記入ください。

会社名		住所			電話番号	
1	下請代金法(基礎コース)	13:0	0~14:30 (90分)	参加者名	; :	
2	下請代金法(実践コース)	14:4	5~16:15 (90分)	参加者名	; :	
3	消費税転嫁対策特別措置法	16:3	0~18:00 (90分)	参加者名	; :	

[※]コースごとに参加者を変更することも可能になります。

^{※1}コースのみの参加も可能になります。

[※]ご提供いただいた個人情報は、本相談会を実施する目的以外には使用いたしません。

[※]お申込が定数に達した場合、お申込をお受けできない場合がございます。